

四十七 金銭の貸借とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p><u>12の5-3-1</u></p>	<p>(金銭の貸借とされるリース取引の判定)</p> <p><u>12の3-3-1</u></p>
<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の5-3-2</u></p> <p>.....<u>12の5-3-3</u>.....譲渡人が各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に支払うリース料の額.....</p>	<p>(借入金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の3-3-2</u></p> <p>.....<u>12の3-3-3</u>.....譲渡人が各事業年度に支払うリース料の額.....</p>
<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の5-3-3</u></p>	<p>(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)</p> <p><u>12の3-3-3</u></p>
<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の5-3-4</u></p> <p>.....譲受人が各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に収受するリース料の額.....</p>	<p>(貸付金として取り扱う売買代金の額)</p> <p><u>12の3-3-4</u></p> <p>.....譲受人が各事業年度に収受するリース料の額.....</p>